

2

2月は化学物質管理強調月間

2026(令和8)年2月1日～28日

特設サイトはこちら



化学物質管理強調月間スローガン

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

化学物質管理強調月間は、職場における自律的な化学物質管理活動を推進し、危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることを目的として、2025(令和7)年に創設されました。

リスクアセスメント対象物が大幅に拡大され、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に拡大しています。

業種に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱い等を行う全ての事業場において、新たな化学物質規制に基づく管理が徹底されることが重要です。

化学物質管理強調月間 実施要項 について

本月間において、事業場の取り組む事項等を「化学物質管理強調月間実施要項」で定めています。
詳しくは同要綱をご覧ください。

【主な取組事項】

- 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づく露低減措置の実施等
 - 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視 など

実施要項を
特設サイトで確認



化学物質って何ですか？

- 身の回りのものは全て化学物質でできています。
- 例えば、水や人の体を構成するたんぱく質、アミノ酸。ホームセンターや薬局で売られている塗料、洗剤、殺虫剤、漂白剤など、世の中の全ては化学物質でできています。
- 労働災害のきっかけとなる化学物質の性質は、大きく「危険性」「有害性」の2つに分ることができます。
- 殺虫剤や漂白剤のような日常で使う製品でも、使い方を間違えると命に関わることがあります。

危険有害性をどうやって確認すればいいの？

- 化学物質を取り扱うときは、まず容器についている「ラベル」を確認してください。
- 製品の危険有害性や、取扱上の注意事項がわかります。
- GHS 絵表示がついているものは、しっかり情報を確認してください。
- GHS 絵表示とは、化学物質の危険性や有害性を分類して、わかりやすく絵で表示したものです。
- 製品の詳しい情報は、SDS（安全データシート）を確認してください。



GHS国連勧告に基づく表示例

(製品の特定名) △△△製品 〇〇〇〇	(絵表示) (注意喚起語)	危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気		・吸入すると有毒
(注意書き) 取扱い注意 ・火気厳禁		・防爆構造の器具を用いる ...



職場のあんぜんサイト（GHSのシンボルと名称）：GHS 絵表示について詳しくはこちら

こんな災害が起こっています

- 施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って 呼吸困難 となる。
- トイレの清掃作業中、換気をせずに洗浄剤を使って フッ化水素中毒 になる。
- 廉房の清掃作業中、漂白剤と洗剤を混合して 塩素ガス中毒 になる。
- 美容院で毛染め剤を素手で使って 皮膚がかぶれる。
- 殺虫剤の散布作業中、不十分な保護具で体に付着し、有機リン中毒 になる。

災害事例はこちら
(職場のあんぜんサイト)



対象事業場は？

- 小売業、社会福祉施設、旅館業などを含む全業種です。
- 従来対策の中心であった製造業のみならず、第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業等）や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的としています。
- リスクアセスメント対象物（ラベル表示・SDS 交付義務が課された物質）を含む業務用の洗剤、洗浄剤、漂白剤等（ホームセンター等で提供されているものを含む）を使用している場合も含まれます。

化学物質管理活動とは？

- 取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 化学物質管理者の選任（全業種対象・令和6年4月1日から義務化）状況の確認
- リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減措置などの活動を行います。

リスクアセスメントとは？ なぜリスクアセスメントを実施するの？

- リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することです。
- これにより、化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることがリスクアセスメントの目的になります
- 令和5年4月1日からリスクアセスメント結果等の保存が義務付けられました。（最低3年間）

リスクアセスメントはどのようにして実施すればいいの？

- リスクアセスメントは大きく次の5つのステップで実施します。
 1. 化学物質などによる危険性または有害性の特定
 2. リスクの見積り
 3. リスク低減措置の内容の検討
 4. リスク低減措置の実施
 5. リスクアセスメント結果の労働者への周知

各ステップの概要は、パンフレットで確認することができます。
「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」



リスクアセスメントの実施について、便利なツールはないの？

- 「職場の安全サイト」では化学物質の危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報等を提供しており、リスクアセスメント支援ツールがあります。

職場のあんぜんサイト（化学物質のリスクアセスメント実施支援）
リスクアセスメント支援ツールはこちら



自主点検表（チェックリスト）をご活用ください

- 本月間の実施に当たり、事業場での化学物質の管理事項に関する自主点検表を作成しましたので、ご活用ください。なお、点検結果により、改善が必要な事項については、改善のための取組をお願いします。

自主点検表（チェックリスト）を特設サイトで確認



詳しくは、奈良労働局労働基準部健康安全課、もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」で必要な対応をチェック

ケミガイド

検索



厚生労働省

奈良労働局

(2025.12)